

しらかわ5 Sの関規約

(名称)

第1条 この団体は、しらかわ5 Sの関（以下「会」という。）という。

(目的)

第2条 会は、しらかわ地域において5 S推進活動を行い、地域産業の活性化と人材の育成に寄与することを目的とする。

(事務所)

第3条 会の事務所は、白河市内に置く。

(業務内容)

第4条 会は、第2条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 5 S活動実践の支援業務
- (2) 5 Sを実践する人材育成業務
- (3) 5 S活動の周知、普及業務
- (4) 5 Sに関する情報収集と関連情報の発信業務
- (5) 前各号に附帯する一切の業務

(会員)

第5条 会は、第2条の目的に賛同する法人・団体会員及び個人会員をもって組織する。

(役員の種類及び定数)

第6条 会には、次に掲げる役員を置くことができる。

会長	1名
副会長	1名
監事	1名
顧問	2名

2 役員は、会員のうちから選任する。

3 副会長、監事は、会長が総会の同意を得てこれを選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

3 監事は、会計業務の状況を監査する。

(顧問)

第8条 会は、必要に応じて顧問を置くことができる。

2 顧問は、白河市長、一般社団法人産業サポート白河代表理事の職にあるものとする。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任した場合又は任期満了となった場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわれなければならない。

(会議)

第10条 会の会議は、総会及び役員会とする。

2 会議の議長は、会長があたる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第11条 総会は、年1回、会長が招集する。ただし会長が必要と認めるときは、臨時に招集することができる。

2 総会は会員数の3分の1以上の出席をもって開会する。ただし、委任状提出者は、出席とみなすことができる。

3 総会の付議事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画及び予算に関すること

(2) 事業報告及び決算に関すること

(3) 規約の改正に関すること

(4) 役員選任に関すること

(5) その他役員会が必要と認めたこと

(役員会)

第12条 役員会は、会長、副会長及び監事をもって構成し、会長が招集して次に掲げる事項を審議する。

(1) 役員選任に関すること

(2) 総会に付議する事項に関すること

(3) 第4条に掲げる事業の推進に関すること

(付属機関)

第13条 会は、必要に応じて常設の部会を設置し、第4条に掲げる事業を推進することができる。

(会計年度)

第14条 会の会計年度は、8月1日から翌年7月31日までとする。

(会費)

第15条 会員の会費は、総会で定めた金額とする。

(協議会の経費)

第16条 会の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 寄付金
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

(解散)

第17条 会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする事業の成功の不能

(事務局)

第18条 会に事務局を置く。

- 2 事務局長は、一般社団法人産業サポート白河業務執行理事にあるものとする。
- 3 事務局は、一般社団法人産業サポート白河内に置く。

(委任)

第19条 この規約に定めるもののほか、会運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、しらかわ5Sの開設の日から施行する。
- 2 会設立当初の役員は第6条及び第8条の規定にかかわらず、別紙しらかわ5Sの関役員名簿のとおりとし、総会の承認を得るものとする。
- 3 会設立当初の役員の任期は、第9条第1項の規定にかかわらず、平成29年7月31日までとする。
- 4 会設立当初の会計年度は、第14条の規定にかかわらず、予算成立後から平成28年7月31日までとする。